

# ワンストップ特例申請書の記入について

令和 年 月 日  
市町村民税  
道府県民税  
住民税  
市民税  
固定資産税  
特別徴収  
に係る申告特例申請書

住所	郵便番号	フリガナ	氏名	個人番号	生年月日	性別	職業	職業別	所得	所得控除	税額	備考

第五十五号  
五  
様  
式

ここに個人番号（マイナンバー）を誤りなく、ご記入ください。

記入されている住所と今回添付する確認書類の住所が一致しているか確認してください。  
**※住民票に記載されている住所となりますのでご確認ください。**  
**※記載内容で訂正がある場合は、お手数ですが二重線で消したうえで、ご訂正をお願いいたします。**

1. 当団体に対する密税に関する事項

発付年月日	発付金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項  
 申告の特例の適用を受けるための事項は、①及び②に該当する場合があります。③及び④に該当する場合、それぞれこの欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法第7条第1項（第5項）に規定する申告特例対象者である

② 地方税法第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

①は、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に所得税や住民税の確定申告を行う必要がない場合、 チェックを入れてください。

②は、寄附する市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合、 チェックを入れてください。（6市町村以上になると確定申告が必要になります。）

## 添付書類について

平成29年1月1日からのふるさと納税として、ご寄附をいただいた方の中で、ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類の添付が必要になります。

なお、本人確認書類は、**番号1~3のいずれかの書類が必要になります**ので、申請書とともにご提出ください。

**※個人番号（マイナンバー）の記入ミスや、本人確認書類が添付されていない場合は、ワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。**

**※2020年5月25日にマイナンバー通知カードが廃止されたことにより、氏名・住所等の情報が住民票の情報と異なる場合、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなりました。マイナンバー通知カードの情報が住民票と一致しない場合は、住民票（個人番号付き）をご提出ください。**

1	 【マイナンバーカードの両面】 	個人番号（マイナンバー）カードの写し（裏面）	個人番号（マイナンバー）カードの写し（表面）
2	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し	次 <b>顔写真入り身分証明書</b> のうち <b>いずれかの写し1点</b>	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ※平成24年4月1日以降に発行されたもの ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 他
3	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し	次のうち <b>いずれかの写し2点</b>	・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳 ・母子健康手帳 ・地方税、国税、公共料金の領収書 ・納税証明書 ・住民票 ・健康保険の被保険者証（健康保険証） ・写真なし身分証明書（資格証明書など）

ワンストップ特例申請書の提出後に、住所・氏名などが変更になった場合は、**変更届出書の提出が必要です。**  
**必要書類等を送付いたしますので必ずご連絡ください。**